

平成 27 年 4 月 17 日

各保健福祉事務所長
各保健福祉事務所センター所長 } 殿

医 療 課 長
健康危機管理課長

インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について（通知）

標記について、厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありましたので、管内の医療機関への周知及び指導についてよろしく申し上げます。

なお、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県病院協会及び一般社団法人神奈川県精神科病院協会には別途通知済みであることを申し添えます。

問い合わせ先

医療課法人指導グループ 今野

電話 (045)210-1111 内線 4870

健康危機管理課感染症対策グループ 関野

電話 (045)210-1111 内線 4791



事務連絡
平成27年3月9日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について

毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えているインフルエンザにつきましては、平成26年11月14日健感発1114第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」において、「平成26年度今冬のインフルエンザ総合対策について」及び「平成26年度インフルエンザQ&A」について、貴管区内市区町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底をお願いしているところです。

また、ノロウイルス感染症についても、平成26年11月28日に厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬食品局食品安全部監視安全課から出されている、事務連絡「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルス感染予防対策の啓発について」において、感染予防対策の啓発をお願いしているところです。

多剤耐性菌による院内感染については、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日医政地発1219第1号)において、目安として1事例につき10名以上の院内感染による感染者が発生した場合や、当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合は、管轄する保健所に速やかに報告することとしています。

インフルエンザ及びノロウイルス感染症も、院内感染として重要であることから、貴部局におかれましては、各般の施策の実施の徹底を図られるとともに、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には、保健所等の行政機関への速やかな連絡により当該行政機関から技術的な支援を得ること等を医療機関に対し指導するよう重ねてお願いいたします。

